

日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備に関する提言等

成長戦略フォローアップ

(令和元年6月21日閣議決定)

・ Society5.0の実現

11. 外国人材の活躍促進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

) 高度外国人材の受入れ促進

ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

- ・ 外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。
。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できるICT教材の利用を推進する。

規制改革実施計画

(平成30年6月15日閣議決定)

・ 分野別実施事項

5. 保育・雇用

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。	a: 平成30年度検討、平成31年度結論、結論を得次第速やかに措置	a: 文部科学省

日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備に関する提言等

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)

(令和元年12月20日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 円滑なコミュニケーションの実現(日本語教育の充実)

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層図るとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和2年6月23日閣議決定)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

3 日本語教育の水準の維持向上等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

【具体的施策例】

- ・日本語教師の質を担保するため、文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」(報告)を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い、必要な措置を講ずる。